

保育園等の適正配置及び 公立保育園の民営化 Q & A

このQ & Aは、令和7年1月から5月にかけて実施した市内保育園等の保護者との懇談等において、質問・意見が多かった事項を取りまとめたものです。今後、保育園等の適正配置及び公立保育園の民営化を進めるにあたって、より理解を深めるために、適宜、追記・修正していきます。

目 次

- 1 保育園等の適正配置及び公立保育園の民営化について
- 2 保育内容等について
- 3 事業者の選定、運営状況の確認について
- 4 保育士について
- 5 その他

令和7年7月

糸 魚 川 市

1 保育園等の適正配置及び公立保育園の民営化について

Q 1 どうして民営化するのか（市の直接運営はできないのか）

糸魚川市においては、幼年人口を含め、令和2年度の国勢調査時点から全年代において人口減少が進んでいる一方で、園などの就学前児童数も減少傾向です。子育て世代の状況は、少子高齢化に伴う子育て世代への負担増加や保護者の就労形態の変化、3歳未満の子どもの保育園等への入園希望の増加など、多様化する教育・保育ニーズがあり、今後もさらに多様化していく状況にあります。

市の第4次行政改革大綱・推進計画では、市町合併からの検討課題として「保育所等の民営化の検討」が取組項目として挙げられており、計画的な施設整備及び保育の提供体制の維持・確保を図るため、当市に見合った保育の形態やあり方、施設の適正配置や民営化に向けた検討を進めることとしています。そのなかで、市の保育環境等の現状として、未満児保育の増加、慢性的な保育士の不足、園舎の老朽化（平均で約30.4年）に伴う大規模改修の財源（国県）不足などの課題もあります。

行政改革の基本的な考え方と同じく、一定規模の園運営を民間法人に分担（民営化）してもらうことで、公にはない民間の保育士の確保力と、国等の財政支援の強化が見込め、市内の保育環境の維持につながるものと考えています。

Q 2 適正配置はどのように進めるのか

園の運営形態は様々であり、一律的な進め方は難しいと考えています。まずは、保護者と関係者との協議から進めることを想定しています。

また、専門家からは、一般的に園児数が20人以下になると経営維持が難しくなるとお聞きしており、それらも考慮して検討を進めます。

Q3 適正配置により良くなることはあるか。

適正配置によって、一定の園児数となることで、子どもは同年代の集団保育による自身の発達、また社会性の学習などに大きく寄与するものと考ええます。また、保護者は、保護者会などの負担低減なども図られる可能性があります。

なお、行政では運営における経費負担の軽減により、計画的な園舎修繕や、今後の社会変化に対応した柔軟な行政運営もできると考えています。

Q4 園児数が60人以上の保育園等が適正（規模）ということか。

国は、保育所を新たに設置する際の園児数として60人以上を基準としており、一定程度の集団保育ができる人数の目安と考えています。近隣の市では60人から100人を適正規模としているところもあります。

Q5 子育ては行政が責任をもって進めるべきことでないか。

子育ての主体はその親と考えており、児童福祉法でも「親は児童の育成について第一義的責任を負う」とされています。

親とともに、児童を心身ともに健やかに育成するための環境を整える責任は行政（国、県、市）にあると考えています。今後も児童の成長にあたり、親とともにどのような子育て環境の充実を図れば良いか、適宜、検討し、子育て支援施策の推進に努めます。

Q6 適正配置や民営化によって、入園希望がかなえられない又は待機児童が増えることはないか。

これまで、糸魚川市内に待機児童はおらず、適正配置や民営化が原因で待機児童が生じることはないと考えています。

入園の希望は、毎年、秋頃にお聞きしています。残念ながら希望する園に入園できない世帯もありますが、今後の検討課題と考えています。

Q 7 公立保育園の全部を私立保育園にすることは不可能なのか。

民営化しても園運営が継続できなければ、市全体の保育環境は維持できないと考えています。令和7年2月の民間法人とのサウンディング調査では、一定程度の規模がないと運営継続は難しいとお聞きしており、すべての公立保育園を民営化していくことは難しいと考えています。

2 保育内容等について

Q 8 これまでの保育内容よりも質が低下するのではないか。

募集時の仕様書等において、一定の期間で現在の保育内容や保育士数等に準じることを要件とします。

また、市の一定の関与が可能な公私連携型の手法や、保護者・運営法人・行政が協議する場の設定、市保育担当指導主事の配置の検討などにより、民営化する園の保育環境の維持、向上を図ります。

Q 9 民営化も統合も、園児数等の数だけの議論では、これまで園が育んできた保育理念などがないがしろになると感じてしまう。市は保育理念やその背景にある地域の歴史やそれまで保育士が培ってきた想いなどを大切にしてほしい。

公立保育園の民営化や適正配置による統合において、現状の園の理念の引継ぎや統合などには一定の時間がかかると考えています。民営化では現在の園の運営を引き継いだ形で開始することを前提とし、園の統合時などはお互いの園の保育理念を尊重しつつ、共に歩みを進めることに合意できるかが重要と考えています。

Q 10 公立でも私立でも、それぞれの「保育の良さ」があるところを、市は一番大事にしてほしいと思う。

それぞれの保育の良さが生きるように、市内の保育環境の質の向上に努めます。また、基本的な、安全で安心できる保育環境の維持は、県と共に指導監査等で指導、助言していきます。

Q 1 1 民営化しても今の保育園の行事等は継続されるのか。

基本的には、民営化後も継続して実施します。

Q 1 2 民営化しても給食のアレルギー対応など、変わらず行ってもらえるのか。

公立と同等のサービスを提供します。

Q 1 3 保育料が高くなったり、新たな負担が発生することはありますか。

民営化等で直接的に保育料の負担が変わるものではありません。令和7年現在、保育料は、公立、私立にかかわらず規則に基づき市が決定しており、3歳から5歳児は無償化しています。

一方で、私立保育園によっては、園服や体操着の統一、また、教材費などを購入する場合があります。原則として、現状のままの移行（民営化）を想定していますが、移行後の提案で保護者の理解を得たうえで、新たなサービス導入等が考えられますが、保護者に過度な負担とならないよう運営法人に指導してまいります。

Q 1 4 入園、継続の申請手続きはどのようになるか。

現在、公立私立に関わらず、市が利用調整の後に入園・継続を決定しています。これまでと同様に市で手続きを行います。

なお、民営化によって、新たな手続きをお願いすることはありませんし、民営化や適正配置によって、該当する子どもの入園・継続の希望などを優遇することはありません。

Q 1 5 市内の園数と運営経費などの削減目標はあるのか。

園の統合や廃園などは、地域に大きな影響があるものと考えていますが、子どもの成長と保護者の利便性の確保、市の特異な地理的条件、運営する社会福祉法人の意向、市財政的なやりくりなど、複数の課題への対応が必要と考えており、現段階において具体的な削減目標はもっていません。

Q 1 6 適正配置が進むにつれて、身近な保育園が少なくなり、通園しづらくなるのではないかと心配しています。

現在も遠距離にお住まいの園児のお迎えには、園バスなどを配備して通園していただくことも可能と考えています。

3 事業者の選定、運営状況の確認について

Q 1 7 民営化により園運営を移管した民間法人は、どのように決めるのか。

なるべく多くの民間法人から応募していただき、公募により決定したいと考えています。

Q 1 8 運営を移管する法人は、どのような法人ですか。

運営法人は、学校法人、社会福祉法人、営利法人などを想定しています。また、安定した園運営をしていただきたいことから、経験や知識のある法人を対象にしたいと考えています。

Q 1 9 保育士が減ったり、保育士の年齢等にかたよりがでるのではないかと心配しています。

保育士の配置基準は、公立、私立に限らず、国が定める基準等により子どもの人数に応じた必要な保育士の人数が定められています。

保育士の年齢等の基準はありませんが、経験の浅い職員もベテランの保育士も、それぞれの役割が発揮できることが大切と考えています。

Q 2 0 運営を移管した民間法人が、運営をやめることはないかと心配しています。

原則として、実績があり安定的に運営できる民間法人を選定する予定です。万一、経営不振等により閉園等の危険性が生じた場合には、在園児に影響がないよう、市も責任をもって保育が維持できるよう対応してまいります。

Q 2 1 移管先の民間法人の運営状況について、どのように確認・指導するのか。

新潟県の指導監査に加え、巡回支援を行って運営状況や保育内容等の確認を行い、保育内容に問題がある場合は、改善計画及び改善報告の提出を求めます。さらに保護者からの保育内容の問題点などの通報があった場合には、事実確認をしたうえで改善を求めるなど必要に応じて適切に対応してまいります。

Q 2 2 子どもたちへの影響や保護者の不安には、どのように対応するのか。

運営者が民間法人に替わることへの不安を少なくするため、現行の教育・保育内容を原則に引き継ぎます。

また、市と民間法人と一緒に保育を行う引継・合同保育は、最大で概ね1年程度を予定しています。

なお、保護者の不安に関しては、民営化後の保護者、運営法人及び行政で構成する3者協議会を必要に応じて開催するなど、直接意見を交わす機会を設置し不安の解消を図ります。

4 保育士について

Q 2 3 民営化モデル園となった場合、その園に勤めていた保育士の雇用はどうなるのか。

市の正規職員である保育士は、人事異動により他の公立保育園へ異動となります。

また、年度契約の会計年度任用職員は、これまでどおり本人の希望を聞きながら、園を引き継ぐ民間法人の方針やその時点での公立保育園の人員等の状況を踏まえ、民営化後の園に採用されたり、公立保育園に配置することなどが考えられます。

Q 2 4 民営化後の私立保育園に採用された場合、保育士の人事異動などはあるのか。

基本的には民間法人の考えによります。複数園を運営する民間法人が引き継ぐ場合は、民間法人が運営する園の間で人事異動の可能性が考えられます。

Q 2 5 公立保育園で働いている保育士も調理員も、資格の有無に限らず、次年度の勤務の意向希望をとるのか。

公立保育園の保育士、調理員は、これまでも毎年秋頃に次年度の勤務のご希望をお聞きしており、同様に希望をとる予定です。
また、公立保育園の民営化を進める際には、その園を引き継ぐ民間法人の雇用条件などを、希望集約前に示す機会等が必要と考えています。

Q 2 6 引き継ぎ法人と別に給食調理の部分だけを他の民間法人に委託することはあるのか。

保育と給食調理は一体で園全体の運営の移管を考えています。

Q 2 7 民営化しても、市内の保育士そのものが増えるわけではないので、保育士不足は解消できないのではないか。

単純に保育士が増加することはありませんし、公立と私立で保育士確保そのものの課題の解消は難しいと考えています。ただし、私立は公立よりも採用手段が多く、柔軟な対応が可能となると考えており、結果として、公立よりも保育士の確保力は強まるものと考えています。

5 その他

Q 2 8 園名が変わることはあるのか。

現段階で、園名の変更は考えていません。
しかしながら、今後の保護者、民間法人との協議等で、変更する可能性があります。

Q 2 9 園を卒業した後の小学校の統合等はどのように考えているか

小学校の適正配置は、令和7年度から小中学校のあり方検討を進めており、そのなかで検討を進めていきます。